

## 統一特許裁判所（UPC）準備委員会、UPC協定発効の目安時期について公表

2021年8月19日

JETRO デュッセルドルフ事務所

統一特許裁判所（UPC）準備委員会は、2021年8月18日、UPC協定発効の目安時期について、ニュースリリースにて公表した。

本ニュースリリースの概要は、以下のとおりである。

UPC協定が完全に発効する前の最初のステップは、UPC協定の暫定適用に関する議定書（PAP議定書）<sup>1</sup>のドイツによる批准である。これは、ドイツの批准法が2021年8月12日に公布されていること（[2021年8月13日付欧州知的財産ニュース](#)等参照）を考慮すると、すぐにでも実行可能である。しかし、PAP議定書が発効し、暫定適用期間が開始するためには、更なる2つの参加加盟国の同意が必要となるため、ドイツの批准だけでは十分ではない。これらの更なる批准は、今年の秋に適時に行われることが期待される。

暫定適用期間は、UPCの設立の最終段階である。PAP議定書が発効すると、UPCの法的能力及び組織能力が確立され、準備作業の最後の部分が完了可能である。暫定適用期間中には、裁判所の管理機関が招集され、準備委員会によって作成された全ての二次法が採択される予定である<sup>2</sup>。また、予算・ITシステム・裁判官の採用等が最終決定される。準備委員会は、暫定適用期間中に行われる必要がある全ての作業を完了するためには約8か月が必要であると予測している。

準備作業が十分に進み、UPCが開始可能であると参加加盟国が確信し次第、最後に残るUPC協定自体の批准書がドイツによって寄託される見込み。UPC協定はこの批准書の寄託から4か月目の月の初日に発効することになる。UPC協定が発効すると、UPCはその業務を開始し、欧州特許制度のユーザーにとって利用可能となる。現時点では、UPCは2022年半ば頃に運用を開始すると推定されている。

UPC協定の発効に向けては、依然として不透明な要素（英国のEU離脱による影響（例えば、①UPCの第一審裁判所の中央部の一つがロンドンに置かれることがUPC協定に規定されている<sup>3</sup>点の取扱い）、②暫定適用期間のタイムライン及び詳細な計画、③ドイツに

---

<sup>1</sup> [UPC協定の暫定適用に関する議定書（Protocol to the Agreement on a Unified Patent Court on provisional application）](#)は、UPC協定の一部を早期に適用可能とするものであり、裁判官の採用やITシステムのテスト等の裁判所の実際の設置に関する最終的な決定事項を含む。また、暫定適用段階は、[オプトアウト（UPC協定第83条\(3\)）](#)に基づく（単一効特許ではない）欧州特許に対するUPCの専属管轄からの除外）要求の早期登録を可能とする（[サンライズ期間](#)）のためにも使用される。

<sup>2</sup> 例えば、UPC準備委員会は、[手続規則案の最新版](#)が暫定適用の間にUPC管理委員会による正式な採択の対象となる予定であると、としていた（[2017年4月10日付ニュースリリース](#)）。

<sup>3</sup> [UPC協定第7条\(2\)](#)には、「中央部は、パリに所在し、その支部をロンドン及びミュンヘンに置く。」と規定されている。

よる批准完了（批准書の EU 理事会事務局への寄託）の時期、等）がある（[2020年11月27日付欧州知的財産ニュース](#)等参照）。

本ニュースリリースでは、上記②のタイムラインと③に関する内容のみに触れており、上記①<sup>4</sup>や上記②<sup>5</sup>の詳細な計画との関係が未だ不明であるため、引き続き更なる情報に注視していく必要がある。他方、今回のニュースリリースは、UPC 準備委員会自身が、UPC 発効に向けて最大の課題の一つであったドイツによる承認を前向きに受け止めた結果、公表に至ったものと考えられる。

－ UPC 準備委員会のニュースリリースは、以下参照 －

[What the decision of the German Federal Constitutional Court means for the Unified Patent Court's timeplan](#)

- － 欧州単一効特許・統一特許裁判所制度に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
- [ドイツの統一特許裁判所（UPC）協定承認法、大統領による署名を経て公布（2021年8月13日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所（UPC）協定承認法に対する憲法異議は認められないと判断（2021年7月9日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦参議院、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法案を可決（2020年12月18日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦議会、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法案を可決（2020年11月27日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦政府、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法案を連邦議会に提出（2020年10月2日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦司法・消費者保護省、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法律の草案を公表（2020年6月12日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所協定批准に係る法案を無効と判断（2020年3月20日）（PDF）](#)
- [英国公認特許代理人協会等、英国政府が欧州単一効特許・統一特許裁判所制度への参加を追求しない旨公表（2020年3月1日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁及び EU 加盟国の代表、単一特許パッケージの迅速な実施を求める（2020年1月13日）（PDF）](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所（UPC）協定を批准（2018年4月30日）（PDF）](#)
- [英国上院（貴族院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年12月15日）（PDF）](#)

---

<sup>4</sup> 上記①については、イタリアが2020年9月10日に、ロンドンに代わる新しいUPCの所在地としてミラノの立候補を提示する意図を表明した（[2020年9月10日付プレスリリース](#)）。また、UPC 準備委員会は、「2020年9月10日の会合にて英国の離脱による影響に関する問題等が議論されたところ、進展があり、近い将来単一特許制度が機能することを可能とする現実的かつ法的に適切な解決策が見つかる」と確信している。」等とした（[2020年9月11日付ニュースリリース](#)）。

<sup>5</sup> 上記②については、UPC 準備委員会は「暫定適用期間の開始及び実行のためのタイムライン及び詳細な計画は、追ってこのウェブサイトで公表される予定である。」等（[2021年7月9日付ニュースリリース](#)）とし、欧州特許庁（EPO）は「単一特許制度を成功させるために自らの役割を果たす準備はできている。」等（[2021年7月13日付ニュースリリース](#)）としている。

- [英国下院（庶民院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院（貴族院）審議へ（2017年12月11日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、欧州単一特許ガイドを公表（2017年8月21日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所協定施行時期に関する見解を表明（2017年6月28日）（PDF）](#)
- [英国知的財産連盟（IP Federation）、欧州統一特許裁判所準備委員会に対して意見書を提出（2017年6月16日）（PDF）](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出（2017年5月30日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦参議院、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年4月3日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦議会、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択、連邦参議院送付へ（2017年3月10日）（PDF）](#)
- [イタリア、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2017年2月13日）（PDF）](#)
- [オランダ、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年9月16日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表（2016年8月4日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、英国におけるEU離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表（2016年6月27日）（PDF）](#)
- [ブルガリア、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年6月17日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、裁判手数料及び回収可能費用規則とガイドラインを採択（2016年3月1日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、調停規則を採択（2016年2月16日）（PDF）](#)
- [フィンランド、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年1月25日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の料金、更新手数料収入配分、予算・財政に関する規則を採択（2015年12月22日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料収入の配分割合を採択（2015年11月20日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の手続規則を採択（2015年10月29日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所協定の暫定適用に関する議定書にEUの7加盟国が署名（2015年10月15日）（PDF）](#)
- [イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加（2015年9月30日）（PDF）](#)
- [ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了（2015年8月23日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択（2015年6月25日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始（2015年5月11日）（PDF）](#)

- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始 \(2015 年 3 月 31 日\) \(PDF\)](#)
- [ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表 \(2015 年 3 月 20 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表 \(2014 年 9 月 18 日\) \(PDF\)](#)

(以上)